

# 日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴見港及び日生港 における台風等への災害防止対策

令和5年9月7日  
津波・台風等対策分科会

## I 関係者がとるべき基本事項

- 1 人命の安全確保を最優先として行うものとする。
- 2 台風又は発達した低気圧等により、玉野海上保安部管内の港則法適用港のうち日比港、岡山港、小串港、西大寺港、牛窓港、片上港、鶴見港及び日生港（以下、各適用港と言う。）に海難及び災害の発生が予想される場合には、あらかじめ必要な措置を講じるとともに、玉野海上保安部長から各体制（勧告）が発令された場合は速やかに適切な措置を講じるものとする。
- 3 連絡体制の確保及び情報の収集に努めるものとする。
- 4 関係船舶の動静等を把握し、状況に応じて入港の中止及び避難等の適切な措置を行うものとする。

## II 体制（勧告）の発令及び解除

- 1 IIIの対応表に基づく各体制（勧告）の発令及び解除は、玉野海上保安部長が行う。
- 2 各体制（勧告）の発令時期については、当該各体制（勧告）に係る措置が確実に実行される事を期すため、当該発令時期が執務時間外になると予期する場合は、執務時間内に発令時期を周知するものとする。

## III 対応表

区分	発令の要件	船舶等とるべき措置					
		フェリー、旅客船	貨物船	危険物積載船	漁船、プレジャーボート	工事作業船	修繕中の船舶（操縦性能制限船を含む）
注意喚起	・岡山県東部（港湾）に影響を及ぼす暴風域を伴う台風の発生	・運航中止時刻の検討	・荷役中止時刻の検討	・荷役中止時刻の検討及び何時でも荷役を中止できる体制の確保	・陸揚げ固縛、係留強化等の準備	・工事作業の中止を検討 ・避難海域の選定及び避難準備 ・避難海域まで6時間以上を要する船舶は避難を開始（ただし、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）	・修繕の中止を検討 ・避難海域の選定及び避難準備 ・避難海域まで6時間以上を要する船舶は避難を開始（ただし、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）
第一体制	・各適用港が6時間前までに台風の強風域（風速15m/s以上の圏内）に入ると予想された時又は、宇野港が12時間以内に台風の暴風域（風速25m/s以上）に入ると予想された時	・概ねの運航中止時刻の決定（利用者への周知） ・避難海域の選定及び避難準備	・何時でも荷役を中止できる体制の確保 ・避難海域の選定及び避難準備	・荷役の中止 ・避難海域の選定及び避難準備	・陸揚げ固縛、係留強化等の流出防止措置	・工事作業の中止 ・小型船、台船は陸揚げ固縛、係留強化等の流出防止措置 ・避難中の船舶は避難を継続	・艀装中等で自航できない船舶は係留強化 ・避難中の船舶は避難を継続
第二体制	・各適用港が6時間前までに台風の暴風域（風速25m/s以上の圏内）に入ると予想された時	・港域外に避難（ただし、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による避難を可とする。）	・荷役の中止 ・港域外に避難（ただし、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）	・港域外に避難	/	・港域外に避難（ただし、台風の進路、規模等によっては、係留施設の強度等を考慮のうえ、係留強化による港内避難を可とする。）	/
解除	・台風の影響圏外となり、気象警報が解除され、台風による海難及び災害発生のおそれが無くなった時	・体制解除後は、避難した船舶等が入港するため港内交通が輻輳することから、関係者は連絡を密にして事故防止を期すること。					

（参考） 本対応表における玉野海上保安部長による第一体制及び第二体制の発令は、港則法第39条第4項に基づく「勧告」に該当するものである。

## IV 異常気象（発達した低気圧の接近等）への災害防止対策

気象庁から発表される気象情報及び注意報・警報を基に、上記IからIIIまでの規定を準用した体制の発令を玉野海上保安部長が行うものとする。

## V 各適用港及び付近海域における台風等への災害防止対策

上記IからIVまでの規定に準じた対策をとるものとする。